

薬生食輸発0118第2号
令和4年1月18日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和3年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ニュージーランド産いちごのカルバリル並びにベトナム産シソクサのイプロベンホス及び
ヘキサコナゾール)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年
1月7日付け薬生食輸発0107第4号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき
実施しているところである。

今般、ニュージーランド産乾燥いちごのモニタリング検査において、食品衛生法第13
条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、ニュージー
ランド産いちごのカルバリルに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとと
もに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の
都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、
輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記に追加する。

また、ベトナム産シソクサのイプロベンホス及びヘキサコナゾールについて、検査命
令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2及び第3から削除することとし
たので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化 日	対象国 ・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和4年 1月18日	ニュージー ランド	いちご及びその加工品(簡易な 加工に限る。)	残留農薬(カル バリル)	FRESH AS.